

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第三十二号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十七号鳥取縣生活物資生産販売業者登録手数料規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣生活物資生産販売業者登録手数料

規則中改正規則

第三條第一項第二号中6、ゴム履物千円、7、自轉車用タイヤ及びチューブ千円を削る。

同條同項第三号中のゴム履物八百円、10、自轉車用タイヤ及びチューブ八百円、11、自轉車及びリヤカー八百円を削る。

昭和二十五年五月二十六日
金 曜 日
第 二 千 百 十 一 号

本誌 大キサハ國 格A五

同條同項第二号中「5、せつけん千五百円」とあるを「5、せつけん五百円」に改める。

同條同項第三号中「7、せつけん五百円」とあるを「7、せつけん百円」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第三十三号

昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十五号無畜農家解消縣有緬羊貸付規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

無畜農家解消縣有緬羊貸付規則中改正規則

第七條、第二項中「金額の全額」とあるを「金額の五割」に改める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

告示

鳥取縣告示第二百五十四号

医薬品等配給規則(昭和二十二年厚生省令第三十号)第九條の二、第三項の規定により次の地方販売業者の登録をまつ消する。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 氏名 営業所々在地

第二十八号 小坂元三郎 米子市桃町一丁目一八番地

第三十四号 山田 春吉 米子市法勝寺町七〇番地

鳥取縣告示第二百五十五号

健康保険法、船員保険法に基く保険医の指定を次のように取消した。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療名称	診療所所在地	取消事由	保険医氏名	取消年月日
------	------	--------	------	-------	-------

齒科	平田齒科	東伯郡 赤碓町	轉出	平田正義	昭和二十五年三月十七日
内外秘	山本医院	同長瀬村	同	山本 詰	同四月六日

鳥取縣告示第二百五十六号

健康保険法、船員保険法に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療名称	診療所所在地	異動事由	保険医氏名	異動年月日
------	------	--------	------	-------	-------

齒科	平林齒科	米子市桃町一丁目一六番地	変更	平林秀高	昭和二十五年三月二十六日
全科	平林克之	同	同	同	同

直營診療所	東伯郡 下北條村 国民健康保険	同	同	長岡 毅	同三月三十一日
-------	-----------------	---	---	------	---------

鳥取縣告示第二百五十七号

農地調整法第十七号、同法施行規則第四十條の規定による証票を次のように交付並びに返納した。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

番号	職名	氏名	交付返納別	年月日
----	----	----	-------	-----

第六一号	鳥取縣事務吏員	中島 榮	交付	昭和二十五年四月二十日
第六二号	同	山形利男	同	同
第六三号	同	西尾甫昶	同	同二月二十八日
第六四号	同	伊藤吉永	同	同
第六五号	同	田中啓一	同	同
第六六号	同技術吏員	柿田司郎	同	同四月二十日
第六七号	同	羽田浩通	同	同
第六八号	同事務吏員	佐藤国春	同	同
第六九号	同	磯江 詔	返納	同二月二十八日
第七〇号	同	林 昇	同	同四月二十日

鳥取縣告示第二百五十八号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一四号	同	森 源藏	同	同
第二一号	同	太田義隆	同	同四月十日
第三三号	同技術吏員	福田耕藏	同	同
第三六号	同事務吏員	松原 登	同	同
第三七号	同	藤岡孝雄	同	同一月三十一日
第四六号	同技術吏員	佐々木吉次	同	同四月二十日
第四八号	同	福井 勉	同	同
第五一号	同事務吏員	小倉俊男	同	同
第五七号	同	高田 勇	同	同
第六〇号	同	竹内 勉	同	同

音 田 園

明治四十一年一月十六日生

本籍地 八頭郡西郷村大字中井二九七番地

現住所 鳥取市大工町頭一二 中本医院内

昭和二十五年五月十五日第一、四九五号

坂 本 満 智 子

昭和五年二月十三日生

本籍地 西伯郡五千石村大字福市六九七番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年五月十五日第一、四九六号

赤 井 百 合 子

大正十三年三月二十日生

本籍地 西伯郡和田村二、八七六番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年五月十五日第一、四九七号

井 田 百 合 子

大正十二年一月十九日生

本籍地 鳥取市元大工町四七番地ノ七

現住所 八頭郡賀茂村大字郡家三三五番地

昭和二十五年五月十五日第一、四九八号

玉 川 妙 子

昭和二年三月五日生

鳥取縣告示第二百五十九号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍 兵庫縣城崎郡口佐津村字冲浦一、一〇二番地

現本籍 八頭郡智頭町大字八河谷一五三番地

前住所 鳥取市吉方七七一番地 野中徳太郎方

現住所 同三二〇番地ノ八

昭和二十三年三月二十六日婚姻により前姓「田中」

を「綾木」に並びに本籍地住所変更により昭和二十

十五年五月三日名簿訂正方願い出たので同年同月

十六日訂正

綾 木 節 子

大正十一年六月十日生

鳥取縣告示第二百六十号

公有水面埋立竣功期限伸長の件次のように許可した。

昭和二十五年五月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の場所 西伯郡中浜村大字小篠津字柳川、龍ヶ

灘、下堀灘、別荘灘地先海面並びに西

伯郡渡字柳川地先海面七町二反四畝九

歩

一、埋立竣功伸長期限

昭和二十六年三月三十一日まで

一、出願人 西伯郡中浜村大字小篠津

美保第二区農地開拓組合長

米 谷 雄 二